

平成 28 年 9 月 芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 28 年 9 月 30 日(金曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	
4 番 川田 忠宏	5 番 西村 茂	6 番 岩宗 勇次
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	9 番 上杉 卓朗
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
13 番 岡村 博	14 番 白石 裕二	15 番 西笛 勤
	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 1 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	小松 司沙

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 4 4～5 0）
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 1 件
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 2 件
議案第 4 号 芸西村農業振興地域整備計画の変更について 5 件
議案第 5 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 9 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 1 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は山中成哲委員と岡村博委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 44～50）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 7 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 44 番ですが、大字和食字岡屋敷甲 5170 番、甲 5171 番、甲 5172 番で地目は田、面積は 3,073 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 9 月 1 日から H31 年 8 月 31 日までの 3 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 150,000 円です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 45 番ですが、大字西分字久保田甲 5792 番で地目は田、面積は 1,700 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 10 月 1 日から H34 年 6 月 30 日までの 5 年 9 カ月です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 46 番ですが、大字和食字大熊甲 5005 番で地目は田、面積は 2,304 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 10 月 1 日から H34 年 6 月 30 日までの 5 年 9 カ月です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 47 番ですが、大字和食字大熊甲 5005 番、甲 5006 番、甲 5007 番で地目は田、面積は 2,304 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 10 月 1 日から H34 年 6 月 30 日までの 5 年 9 カ月です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 48 番ですが、大字西分字久保田甲 5792 番で地目は田、面積は 2,300 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 10

月 1 日から H34 年 6 月 30 日までの 5 年 9 カ月です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりで。

受付番号 4 9 番ですが、大字西分字香円甲 5671 番で地目は田、面積は 1,530 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。所有権移転で売買対価は 4,100,000 円で、移転時期は平成 28 年 10 月 20 日です。場所については別紙図面のとおりで。

受付番号 5 0 番ですが、大字西分字柏原甲 6309、6310 番で地目は田、面積は 3,405 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 10 月 3 日から H43 年 10 月 2 日までの 15 年です。作付けは花卉で、主な経営作物もハウスでの花卉栽培です。賃借料は 163,351 円です。場所については別紙図面のとおりで。

説明しました 7 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 7 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 3 土地の所在は和食字原田乙 357 番 1 地目は田で転用面積は 1,798 m²、申請人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。一昨日に会長、今村委員、高松委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号 3 は太陽光発電への転用です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見等はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 2 件について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 1 2 土地の所在は和食字丸山甲 1656 番 1、地目は田で現況も田で転用面積は 780 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は事業用倉庫を建設とのことです。申請地の四方は宅地や道路に囲まれ生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第 1 種・第 2 種・第 3 種いずれも該当しないことからその他の農地（第 2 種農地）と判断します。一昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 1 3 土地の所在は和食字長田甲 5634 番他 6 筆、地目は田で現況も田で転用面積は 3,140 m²、譲渡人は〇〇さん他 9 名、譲受人は東京都品川区の(株)ローソンさんです。転用目的は店舗（コンビニ）を建設とのことです。申請地の西は農地ですが、北は国道南及び西は村道に囲まれた農地であります。また、農地区分はほ場整備済ですので第 1 種農地と判断します。一昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

貞広委員 受付番号 1 2 と 1 3 については隣接農地所有者から同意も得ているということで転用することに問題はありません。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請の 2 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議長 それでは、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 2 件については、許可いたします。続きまして第 4 号議案芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 4 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。整理番号 1 除外申請地の所在は馬ノ上字市屋敷 3828 番、地目は田で現況は雑種地で転用面積は 1,031 m²の内 22、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は携帯電話基地局を建設とのことです。申請地はほ場整備地内の農地であります。県への協議済であります。また、農地区分は第 1 種農地と判断します。一昨日に会長、山中委員、川田委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 2 除外申請地の所在は馬ノ上字池ノ谷 1577、1579、1580、1581 番、地目は田で現況は原野で転用面積は 1,770 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電設備を建設とのことです。申請地は山林化した農地であります。また、農地区分は甲種・第 1 種・第 2 種・第 3 種いずれも該当しないことからその他の農地(第 2 種農地)と判断します。一昨日に会長、上杉委員、吉永委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 3 除外申請地の所在は和食字北江川甲 187 番 1、甲 187 番 4、地目は田で現況は田で転用面積は 126 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は店舗用駐車場を建設とのことです。申請地は国道に隣接した生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第 1 種・第 2 種・第 3 種いずれも該当しないことからその他の農地(第 2 種農地)と判断します。一昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 4 除外申請地の所在は和食字北江川甲 187 番 2、地目は田で現況は田で転用面積は 68 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は店舗用駐車場を建設とのことです。申請地は国道に隣接した生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第 1 種・第 2 種・第 3 種いずれも該当しないことからその他の農地(第 2 種農地)と判断します。一昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 5 除外申請地の所在は和食字北江川甲 187 番 3、地目は田で現況は田で転用面積は 41 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は店舗用駐車場を建設とのことです。申請地は国道に隣接した生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第 1 種・第 2 種・第 3 種いずれ

も該当しないことからその他の農地（第2種農地）と判断します。一昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

山中委員 整理番号1については、3年前から計画があったようです。県への事前協議もできているようですので、特段問題はないと思われれます。

上杉委員 整理番号2については、20年前から耕作放棄され山林化しています。土地の有効利用としての観点からも致し方ないと思われれます。

貞広委員 整理番号3、4、5については、〇〇が高速道路の計画地になっているため移転するようです。その店舗西の駐車場が除外申請地です。国道に隣接した生産性の低い農地であり問題ないと思われれます。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(その他意見なし)

議 長 それではお謀りします。第4号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更についての5件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 続きまして第5号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで9月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時30分)

議事録署名委員

山中 成哲

議事録署名委員

岡村 博